

北九州市監査公表第22号

令和3年7月30日

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 小林 | 一彦 |
| 同 | 廣瀬 | 隆明 |
| 同 | 森本 | 由美 |
| 同 | 渡辺 | 均 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
北九州市大規模国際大会等誘致委員会
- 3 監査の期間
令和2年7月9日から令和3年2月4日まで
- 4 監査公表の時期
令和3年2月26日（令和3年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 北九州市大規模国際大会等誘致委員会

| 監査の結果 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(北九州市大規模国際大会等誘致委員会)</p> <p>北九州市大規模国際大会等誘致委員会（以下「誘致委員会」という。）と公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会とのトレーニング機器の一括レンタル調達に関する覚書の締結において、契約者を誘致委員会ではなく市としていた。また、市の代表者名義を市長ではなく、国際スポーツ大会推進室長とし、個人名の決裁専用印を押印していた。さらに、当該覚書に基づき、支払い根拠が不明確なまま誘致委員会が賃借料を支払っていた。</p> <p>誘致委員会規約では、会長が委員会を代表し、事務局を北九州市市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室内に置くこととされている。また、誘致委員会事務局規程に基づき、国際スポーツ大会推進室長が事務局次長に指名されている。市と誘致委員会はそれぞれ独立した団体であり、市が事務局を兼務したとしても、覚書の締結は誘致委員会の代表者が行うべきであり、権利義務の所在を明らかにしなければならない。また、覚書に押印する代表者印は、誘致委員会事務局規程に定められた</p> | <p>指摘内容を周知するとともに、原因となった「事務局員の経理事務に対する理解不足」を解消し、適正な経理事務の実施を徹底するため、事務局経理規程や業務マニュアル等を活用し、令和2年11月30日及び令和3年2月5日に研修を行った。</p> <p>特に以下の点について、重点的に指導した。</p> <p>①委員会と市はそれぞれ独立した組織であり、事務局員は委員会の事務を執行する立場にあることから、事業内容及び関係規程を十分に理解すること。</p> <p>②委員会の経理事務は、事務局経理規程や業務マニュアルに基づき執行すること。</p> <p>③委員会の事業に該当するものについては、権利義務の所在を明確化するため、委員会の代表者名（会長名）で契約を締結すること。</p> <p>同様の事務ミス防止の観点から、令和3年2月17日に業務マニュアルに以下の項目を加える見直しを実施し、事務局員に通知した。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>公印を使用しなければならない。 適正な事務処理をされたい。</p> | <p>①指摘内容及び契約等に係る留意事項 ②事務局転入者に対する経理事務研修の実施</p> <p>今後は、転入者に対する経理規程や業務マニュアル等を使用した経理事務研修の実施や、市会計室主催の会計事務研修等の受講により、事務局員として必要となる知識等の習得、理解を図る。</p> |